

第388回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和3年3月25日（木）午後1時30分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 16人

1番 江口勘四郎委員

2番 長沼健司委員

3番 山川光照委員

4番 上妻一実委員

5番 山口久志委員

6番 吉田とも委員

7番 井上隆市委員

8番 松田陽一委員

9番 木村 正委員

10番 富田憲一委員

11番 鈴木萬四郎委員

12番 渡邊智春委員

13番 後藤敏秀委員

14番 原田広幸委員

15番 木村辰也委員

16番 花谷和男委員

出席推進委員 なし

傍聴 なし

4 欠席委員 なし

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 第433回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程6 議 第4号 第434回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程7 議 第5号 上山市農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

日程8 報告第1号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程9 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程10 報告第3号 承認した農地改良届出について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 齋藤啓華

7 会議の概要

議長 定刻になりましたので、3月17日に告示になりました、第388回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります。事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和3年3月17日、上山市農業委員会告示第4号により、令和3年3月25日、第388回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和3年3月18日付け農委第276号をもって、第388回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配布について、第388回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員16人となっております。以上で報告を終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、2番、長沼健司委員、8番、松田陽一委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。
所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。2件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、無職、譲受人は〇〇氏、農業であります。細谷地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いいたします。13番、後藤敏秀委員。

後藤委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。3月21日に〇〇さんと面談してきました。〇〇さんの自宅裏の農地になります。〇〇さんはサクランボを更新して頑張っていくとのこと。よろしくご審議ください。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権の移転の整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、農業、譲受人は〇〇氏、

会社員兼農業であります。中山地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。10番、富田憲一委員。

富田委員 整理番号2について、現地調査の結果について報告します。3月20日に両名と現地確認してきました。バイパスのすぐわきで交通の便の良い所になります。適切に管理されると思われ、適当であると考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、賃借権の設定について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 賃借権の設定について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は、〇〇氏、農業、借り人は〇〇氏であります。〇〇氏は新規就農希望者であり、中山地内の畑3筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、新規就農希望者については、農地専門委員会で聞き取り調査を行っておりますので、農地専門委員長より調査結果について報告をお願いします。

富田委員長 〇〇氏から聞き取り調査を行いましたので、結果を報告します。〇〇氏は〇〇氏の弟になります。10年前からサクランボ、ブルーベリーを作っています。〇〇氏は狩猟免許を持っており、心強い人が出てきたと思っております。

議長 ありがとうございます。続いて、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。10番、富田憲一委員。

富田委員 整理番号1について、現地調査の結果について報告します。先ほども申しあげたとおり10年前から耕作しております。適切に管理されておりました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち賃借権の設定の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

んか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、使用貸借権の設定について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 使用貸借権の設定について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、無職、借り人は〇〇氏、農業で、両者は親子であります。中山地内の畑1筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。10番、富田憲一委員。

富田委員 整理番号1について、現地調査の結果について報告します。老齢年金受給のため南陽市分についてはすべて設定済みであったが、上山市分が漏れていたとのことです。自宅近くの農地であり、適切に管理されております。今後も管理していくとのことです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、使用貸借権の設定の整理番号1については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。なお、5ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。申請人は〇〇氏、農業であります。金瓶地内の田1筆の一部について、同居する孫の乗用車の駐車場として転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第4条の規定による許可申請のうち整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程５、議第３号、第４３３回農用地利用集積計画の所有権移転について議題いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第３号、第４３３回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の６ページをお開きください。２件の申請がございました。整理番号１及び２は関連がありますので、一括して説明いたします。譲受人は〇〇氏、認定農業者、及び、〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。川口地内の畑２筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４３３回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号１及び２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程６、議第４号、第４３４回農用地利用集積計画の利用権設定について議題いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第４号、第４３４回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の７ページをお開きください。２８件の申請がございました。整理番号１及び２は関連がありますので、一括して説明いたします。借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏及び〇〇氏であります。三上地内の田５筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４３４回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号１及び２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり許可することに決しました。次に整理

番号３から９については関連がありますので事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号３から９について説明いたします。借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、及び〇〇氏であります。細谷、石曽根及び阿弥陀地地内の田１１筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４３４回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号３から９については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１０について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号１０について説明いたします。借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。小穴地内の田４筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４３４回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号１０については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１１及び１２については関連がありますので事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号１１及び１２について説明いたします。借り人は株式会社〇〇、認定農業者、貸し人は〇〇氏及び〇〇氏であります。相生地内の畑３筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４３４回農用地利用集積計画の利用権

設定のうち、整理番号１１及び１２については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１３について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号１３について説明いたします。借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。小穴地内の田１筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４３４回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号１３については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１４及び１５については関連がありますので事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号１４及び１５について説明いたします。借り人は〇〇氏、あっせん基準適格者、貸し人は〇〇氏及び〇〇氏であります。小笹地内の田３筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

井上委員 あっせん基準適格者とはどのような方か確認したい。

事務局 農用地利用集積計画というのは農業経営基盤強化促進法に基づく貸し借りですが、同法において市の構想に即した方が使える規定となっています。構想の即した方としては認定農業者、認定新規就農者がわかりやすいが、認定農業者等の申請をしていなくても認定農業者相当の経営をしている方であれば、あっせん基準適格者として農用地利用集積計画にすることが可能となっています。

議長 他に質疑ございますか。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第４３４回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号１４及び１５については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、

整理番号16から28については関連がありますので事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号16から28について説明いたします。農地中間管理機構の貸借で、借り人は全て公益財団法人やまがた農業支援センターです。田21筆について賃借権または使用貸借権を設定するものです。利用目的は水稻が7件、そばが6件となっております。土地の所在や所有者、契約期間等については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第434回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号16から28については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程7、議第5号、上山市農地等の利用の最適化の推進に関する指針について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第5号、上山市農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明いたしますので、別冊の議案書をご覧ください。農地等の利用の最適化の推進に関する指針につきましては、農業委員会等に関する法律第7条第1項で策定の努力義務が規定されております。「上山市農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきましては、平成29年に令和5年を目標として策定されており、今回は中間年の検証、見直しを行うものであります。なお、指針の内容につきましては農地利用最適化推進委員連絡会、全員協議会において協議しております。2ページをお開きください。「1 遊休農地の発生防止・解消について」ですが、(1) 遊休農地の解消目標について、令和5年の遊休農地面積を5ヘクタールから10.8ヘクタール、遊休農地の割合を0.25%から0.50%に修正するものであります。3ページをお開きください。「2 担い手への農地利用の集積・集約化について」ですが、(1) 担い手への農地利用集積目標については、令和5年の集積面積を1683ヘクタールから1075ヘクタール、集積率を85%から50%に修正するものであります。4ページをお開きください。「3 新規参入の促進について」ですが、(1) 新規参入の促進目標については、令和5年の個人の新規参入者数を12人から20人、法人の新規参集者数を5法人から8法人に修正するものであります。以上、よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

木村(辰)委員 この第5号議案について、市の予算をどの程度計上しているのか伺いたい。

事務局長 遊休農地の発生防止・解消につきましては、昨年までは市単独事業として予算を計上しておりましたが、令和３年度から県の補助事業ができましたので、それを利用して市で上乗せ補助をして遊休農地解消に努めていくということで、１００万円の予算を付けております。担い手への農地集積集約、新規参入の促進については、市単独の担い手補助がありますが、予算額を３５０万円から６００万円に大幅に増額しております。また、新たに県外からの新規参入者について、作業小屋新設・改修補助について要件を加えております。

木村（辰）委員 一昨年、農業委員・推進委員で大江町に視察に行ったが、同水準とは言わないが、それに近いような状態に上山を持って行くのか、別の方法で持って行くのか考えを聞きたい。

議長 本来であれば農業委員会事務局長として出席いただいておりますが、農林夢づくり課長と兼務でもありますので、説明をお願いします。

事務局長 農林夢づくり課長としてお答えいたしますが、新規参入者に対して新たな支援制度も作っていかなければならないと考えた部分もあります。大江町のように住居を準備するとかそこまでできるかは別だが、まったく同じようにということはできないので、上山市にあった方法、何があっているのかということのを来年度までに整理していきたい。

議長 他にありませんか。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。上山市農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、原案の通りとすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案の通りとすることに決しました。

議長 日程８、報告第１号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第１号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の１３ページをお開きください。１３件の届出がございました。整理番号１及び２、並びに、３及び４、並びに、５及び６については関連がありますので一括して説明いたします。それぞれ山形農業協同組合を通した転貸を行っていたもので、貸し人は〇〇氏、〇〇氏、及び〇〇氏、借り人は宮脇在住の〇〇氏であります。農用地利用集積計画の利用権設定に伴い、宮脇地内の田５筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

木村委員 今回の農協の転貸がなくなることについて説明を頂ければありがたい。

事務局 山形農業協同組合を通した転貸の廃止について、農用地利用集積計画において円滑化団体として山形農業協同組合を通した転貸が行われていましたが、法改正によ

り昨年３月をもって農協を通じた転貸が出来なくなっております。なお、新規の受付ができなくなったもので、貸借期間が残っている契約については有効となります。今後、期間満了を迎えた場合は、機構を通した転貸が相対により貸し借りを行っていただく必要があります。

議長 その他ございますか。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号７及び８については関連がありますので事務局長より一括して報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号７及び８について説明いたします。貸し人は〇〇氏及び〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。三上地内の田４筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号９について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号９について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。牧野地内の畑４筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号１０について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号１０について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。先ほど議決いただきました第４３４回農用地利用集積計画の利用権設定に伴い、上生居地内の田１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号１１について事務局長より報告いたします。

事務局長 整理番号１１について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。小笹地内の田畑５筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号１２及び１３については関連がありますので事務局長より一括して報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号１２及び１３について説明いたします。貸し人は〇〇氏及び〇〇氏、借り人は公益財団法人やまがた農業支援センターであります。金谷地内の田４筆

について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 9、報告第 2 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 2 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の 17 ページをお開きください。8 件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号 7 については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 10、報告第 3 号、承認した農地改良届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 3 号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議案書の 18 ページをお開きください。1 件の届出がございました。整理番号 1 について説明いたします。届出者及び施工者は〇〇氏であります。令和元年度第 14 号の届出の期間を延長し、引き続き畑を平らにするため盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

木村（辰）委員 遡って申し訳ありませんが、11 ページの整理番号 24 と 25 の賃借料 1 円、2 円というのは間違いありませんか。

木村（正）委員 自己保全管理の田であり 1 年目については無償でもよいとのことでしたが、無償では賃貸借にならないので 1 年目に限り記載された額とし、2 年目からは賃借料を変更した契約になるとのことです。機構に初年度はいくらということで契約しようとしたのですが、難しいとのことでした。

木村（辰）委員 1 年間であれば契約期間も 1 年になるのでは。

事務局長 農地中間管理機構では原則として 10 年契約しかできないので、1 年後に金額変更の手続きが必要ということです。

木村（辰）委員 できないのであれば、管理機構でなく相対で貸し借りして、次の年から機構を使うべきではないか。あくまでもこの総会では 10 年間の契約を 1 円の内容で議決をすることになる。機構は便利な部分もあるが、解約・変

更というのは総会にかからないのでわからない。かなり前から言っているが、誰に誰が借りているかわからない中で、集約しろと言われればやるが、営農組合がない中で作られなくなった場合、中に浮いてしまう。その対応について皆さんの前でお示ししていただきたい。

議長 その点については、総会の議論ではないので、全員協議会等で議論していきたい。

木村（辰）委員 4月の全員協議会で勉強会等をしていただきたい。

事務局長 了解しました。

長沼委員 住所が同じで名前が違うが、ご夫婦か。

事務局 そのとおりです。

議長 最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

（終了時刻 午後2時43分）

議事録署名人

議事録署名人